

# 令和元年度(第14回)施設園芸技術指導士補資格試験実施要領

平成30年12月7日  
施設園芸技術者研修及び  
資格認定委員会

## 1. 試験目的

施設園芸技術指導士補（以下「指導士補」という。）にふさわしい知識・技術の習得がなされているかを審査する。

## 2. 試験方法

試験は、施設園芸技術中級講座（以下「中級講座」という。）の一環として、事前提出レポート及び筆記試験により行う。

事前提出レポート及び筆記試験の出題範囲は、中級講座の講義内容及び「施設園芸・植物工場ハンドブック」、「園芸用被覆資材」、「園芸用施設設計施工標準仕様書」、「養液栽培のすべて」の記載内容からとする。なお、筆記試験においては、参考書の持込は可とする。

## 3. 筆記試験の実施時期

中級講座の最終日に実施する。本年度は、令和元年8月30日（金）とする。

## 4. 筆記試験の場所

千葉県柏市柏の葉6-2-1

千葉大学柏の葉キャンパス千葉大学環境健康フィールド科学センター内  
植物工場研修棟A棟1階研修室

## 5. 受験資格

試験を実施する年度の中級講座受講者とする。

## 6. 受験申込み

中級講座の受講申込書をもって指導士補の受験申込書とする。

## 7. 受験料

中級講座の受講料に含む。

## 8. 事前提出レポート

①受講者に開講前（3週間程度）にテーマを提示する。

②受講者は、提示されたテーマの中から3つを選択し、レポートを中級講座の初日までに提出する（中級講座開始前のメールによる提出も可）。

③レポートについては、A4で1ページ（1,000文字程度）以上とする。

## 9. 事前提出レポートと筆記試験の採点

中級講座の講師等により採点を行う。

## 10. 資格授与の可否

施設園芸技術者研修及び資格認定委員会は、事前提出レポート及び筆記試験の結果を踏まえ、資格授与の可否を決定する。資格授与者に対しては資格認定証及び資格登録証を交付する。

## 11. 資格登録料 20,000円

## 12. 資格有効期間

資格の有効期間は5年間とする。ただし、一定の条件を満たした場合は更新できるものとする。